

「国際平和文化都市」を環境面で実現することを目指して

広島県広島市環境局環境保全課

広島市は、人口約116万人（平成18年4月末現在）、面積905.01km²の気候の温暖な都市で、市内には太田川、瀬野川、八幡川が流れ、瀬戸内海に注いでいます。太田川中流域は水質良好、水量も豊富で名水百選に選定されており、広島市並びに周辺市町の貴重な水道水源となっています。昭和年代は、人口増や産業の発展に伴う工場・事業場排水及び生活排水により太田川下流域等において水質汚濁が進んでいましたが、下水道等の整備に伴い、現状では河川全般に亘り水質は改善されています。

このようなことから、水質に係る苦情原因も工場排水に係るものは減少したものの、塗装工事に伴う水性塗料及び建物床清掃に伴う洗浄液を雨水排水管（污水管と誤認）に流入させ河川水の汚濁を招く事案が後をたたない状況で、その対応に苦慮しています。最近では、生活様式の多様化により、日常生活に起因する近隣騒音・振動、悪臭等も問題となっています。（苦情件数 17年度357件）

環境保全課は環境管理係、大気騒音係、水質係の計24名で構成されています。環境保全課の業務は、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、広島県生活環境の保全等に関する条例等の法令に基づき、工場・事業場への立入、施設の管理状況等の調査、施設改善や作業方法の指導を行っています。また、市民からの苦情相談では、現地調査を行い、発生原因者に対し、排出抑制対策等を指導しています。

昨年来、特定粉じん排出等作業による届出件数が多いなか、アスベストが大気中に飛散しないよう届出作業全ての作業場が適正に隔離、養生されているかを現場確認しています。防塵マスクをしながらの現場確認は、暑い夏には、汗が噴き出す程大変な業務ですが、国際平和文化都市を環境面で支える職員として志を高く持って業務に専念しています。（届出件数 16年度18件、17年度83件）

本市では、平成11年3月に「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、平成13年10月には、条例の内容を具体化した「広島市環境基本計画」、平成15年5月には、この計画の地球温暖化防止に関する具体的な行動プランとして「広島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定するなど、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会の実現に向けた取り組みを推進しています。



河川遊覧船と原爆ドーム